

【第7回】日本の年金、いくらもらえるの？

前回は、日本の老齢年金の受給に必要な原則 25 年以上の年金加入期間について、海外在住期間がある場合、その間、実際には保険料を支払ってなくても加入期間とみなす「合算対象期間＝カラ期間」という特例についてお話ししました。今回は、実際に当事務所で取り扱った海外在住者の年金請求事例に添って、この海外在住期間および第三号被保険者期間という2つの特例措置についてご紹介します。

【相談者のプロフィール】

1946年3月生まれ
 1968年 大学卒業後に就職し、3年間勤めて結婚退職
 1971年 会社員の夫と結婚して専業主婦に
 (1986年4月1日 年金制度改革。基礎年金制度の導入)
 1996年 会社員の夫と離婚
 1997年～現在 ドイツ在住(満65歳)



【年金制度のポイント】

- ① 会社員の配偶者は国民年金の「第三号被保険者」とみなされます。これは、1986年4月の制度改革により創設されたカテゴリで、その保険料は配偶者の加入している厚生年金や共済年金の制度から拠出され、自らは直接負担しません。なお、1986年の制度改革以前の配偶者として期間は、カラ期間とみなされます。
- ② 老齢年金の受給開始年齢は65歳ですが、60歳から65歳までの間は、一定の要件(男女別と生年月日に応じて定められています)を満たしていれば、厚生年金が特別支給されます。

相談者が実際に保険料を支払った期間は22～25歳までのわずか3年(厚生年金)ですが、これに10年の海外在住期間(20歳以上60歳未満の間で海外に居た期間)と会社員の配偶者であった25年を加えると、合計38年となり、受給資格期間の25年を満たすため、日本の老齢年金の受給資格が生じます。

次に受給額ですが、60歳から65歳までの間は特別支給の厚生年金として年額約10万円が支給されます。65歳以降は、第三号被保険者期間に係る国

民年金として年額約20万円が加算されますので、厚生年金と合わせて年額約30万円の老齢年金が生涯支給されることになります。

仮に、日本女性の平均寿命である85歳まで年金を受け取るとすれば、終身にわたり総額約650万円の年金を受給できることになり、ご本人は大変喜んでいらっしゃいました。

次回は、よくある年金相談をQ&A方式でご紹介します。

